する産業廃棄物であるものに限る。この木の第四欄において単に「廃プラスチック類」という。）の焼却			
ヘ　ポリエチレンテレフタレート製の容器（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものを除く。この木への第四欄及びトにおいて同じ。）の焼却	トン	ポリエチレンテレフタレート製の容器の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・二七	
ト　廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物以外の廃プラスチック類（合成繊維及びポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。このトの第四欄において単に「産業廃棄物以外の廃プラスチック類」という。）の焼却	トン	産業廃棄物以外の廃プラスチック類の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・七六	
チ　紙くずの焼却	トン	紙くずの一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・一四四	
リ　紙おむつ（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものを除く。このリの第四欄において同じ。）の焼却	トン	紙おむつの一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・二二	